

○大雪消防組合消防本部に関する規則

〔昭和48年5月8日
規則第2号〕

改正 昭和48年6月1日規則第5号 昭和50年6月1日規則第2号
昭和56年12月1日規則第3号 昭和57年12月10日規則第2号
昭和62年4月1日規則第1号 平成6年4月1日規則第1号
平成17年12月8日規則第5号 平成19年2月26日規則第4号
平成19年10月18日規則第16号 平成23年3月17日規則第2号
平成25年3月1日規則第1号 平成26年4月8日規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定により、消防事務を適正かつ円滑に執行するため、大雪消防組合消防本部（以下「本部」という。）の組織及び消防職員の職等について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（主監の設置及び職務）

第2条 大雪消防組合に、主監を置く。

2 主監は、管理者の権限に属する事務の執行において、次条に定める消防職員を監督する。

（消防職員）

第3条 本部に、必要な消防職員を置く。

2 本部に置く消防吏員の階級は、次の範囲とする。

消防監 消防司令長 消防司令 消防司令補 消防士長 消防副士長 消防士

（消防長の設置及び職務）

第4条 本部に、消防長を置く。

2 消防長は、消防司令長以上とする。

3 消防長は、管理者の命を受け、その職務を遂行するため次の業務を行う。

- （1）本部の予算執行に関すること。
- （2）消防施設及び装備の維持管理に関すること。
- （3）消防署の組織を定めること。
- （4）消防関係法令を遵守させるため必要な命令を発すること。
- （5）その他消防本部の事務を指揮監督すること。

4 消防長は、本部の運営を効率よく行うため、消防の装備と職員の能力等について常に正確な判断を保持するように努めなければならない。

（次長の設置及び職務）

第5条 本部に、次長を置くことができる。

2 次長は、消防長を補佐し、消防長が不在のとき又は消防長に事故があるときは、その職務を代理する。

（課長及び係長等の設置及び職務）

第6条 課に課長を、係に係長を置く。ただし、必要があるときは、課に参事及び課長補佐を、係に主査及び主任を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3編 行政一般（大雪消防組合消防本部に関する規則）

- 3 参事は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長及び参事（以下「課長等」という。）を補佐し、課の事務を整理するとともに所属職員を指導し、課長等が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 係長は、上司の命を受けて担当事務を処理し、所属職員を指揮指導する。
- 6 主査は、上司の命を受けて担当事務を処理し、所属職員を指導する。
- 7 主任は、上司の命を受けて担当事務を処理し、所属職員を指導する。
（事務分掌）

第7条 本部に次の課及び係を置き、事務を分掌させる。

庶務課

庶務係

- (1) 人事及び組織に関すること。
- (2) 職員の給与及び勤務条件等に関すること。
- (3) 条例、規則、規程その他令達及び公告式に関すること。
- (4) 共済組合及び退職手当組合等に関すること。
- (5) 組合議会に関すること。
- (6) 陳情、請願、訴願、訴訟及び異議申立に関すること。
- (7) 儀式及び褒賞に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 職印及び公印の管守に関すること。
- (10) 消防団に関すること。
- (11) その他、他の課及び係に属さない事務に関すること。

経理係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 出納検査に関すること。
- (4) 分担金、負担金、補助金、組合債その他財政に関すること。
- (5) 経理に関すること。
- (6) 組合財産の管理、取得及び処分に関すること。
- (7) 物品の調達及び検収並びに不用品の処分に関すること。
- (8) その他経理事務に関すること。

警防課

予防係

- (1) 火災予防計画に関すること。
- (2) 火災警報及び気象に関すること。
- (3) 予防査察及び防火の指導に関すること。
- (4) 危険物施設の許可及び取締に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (6) 建築同意に関すること。
- (7) 防火管理者の指導育成に関すること。
- (8) 防火思想の普及啓もうに関すること。

第3編 行政一般（大雪消防組合消防本部に関する規則）

- (9) 消防用設備等の審査及び検査に関すること。
- (10) その他火災予防に関すること。

警防係

- (1) 消防計画の立案に関すること。
- (2) 水、火災等の警戒防ぎょに関すること。
- (3) 救急業務の実施及び連絡調整に関すること。
- (4) 警防に関する署の連絡調整に関すること。
- (5) 機械器具の管理に関すること。
- (6) 通信施設の運用保全に関すること。
- (7) 消防水利その他警防施設の保全管理に関すること。
- (8) 消防教育訓練に関すること。
- (9) 相互応援協定に関すること。
- (10) その他警防に関すること。

(警報接受)

第8条 消防長は、水火災その他非常災害による一切の警報を的確に受領し、その警報に即応する消防隊の出動及び防ぎょ体制をとらなければならない。

(巡視)

第9条 消防長は、消防職員、建物及びその附属物、機械器具、備品その他消防施設並びに執務及び記録の状況等について巡視点検しなければならない。

(証人)

第10条 消防職員は、法令による証人又は鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を述べる場合には、消防長の許可を受けなければならない。

(教養訓練)

第11条 消防職員の教養訓練については、別に定める規則に基づいて行うものとする。

2 消防長は、前項の教養訓練を行うための訓練計画を立てなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年6月1日規則第5号）

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月1日規則第2号）

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月10日規則第2号）

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1号）

第3編 行政一般（大雪消防組合消防本部に関する規則）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月8日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月18日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月17日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。